

令和4年度
佐久市防犯灯リース導入事業
公募型プロポーザル実施要領

令和4年4月
佐久市役所

第1章 事業概要

1 事業目的

佐久市（以下「本市」という。）に設置している約3,000基の防犯灯を新たなLED防犯灯に交換することで、修繕費用の削減による本市の財政負担の軽減と維持管理の一元化による事務の効率化を図る。

防犯灯の交換にあたっては、民間企業のノウハウ、技術力を活用したリース方式により実施するものとし、調査、計画、工事、維持管理等に関する一括提案を受け、本市にとって最も効果をもたらすと考えられる提案者を選定するため、公募型プロポーザル方式により募集を行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者を受託候補者として、本市と事業契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、事業に係る契約の締結、事業の実施を行うものとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

佐久市防犯灯リース導入事業（以下「本事業」という。）

(2) 契約方式

防犯灯リース導入事業：メンテナンス付リース契約

(3) 対象灯数（全て10VALED防犯灯）

調査：約5,300基

施工：約3,000基

維持管理：約11,500基（移管・新設灯具含む）

(4) 契約期間（予定）

契約締結日から令和14年12月31日までとする。

ただし、LED防犯灯の交換工事を契約締結日から令和4年12月下旬までに完了し、リース期間を令和5年1月1日から令和14年12月31日の10年間（長期継続契約）とする。

(5) 事業内容

事業者は、防犯灯の実際の設置状況を踏まえた提案を基にリース方式によるLED防犯灯設置工事及びメンテナンスについて、本市と協議の上合意した内容で契約を締結し、本事業契約期間内においてLED防犯灯設備等（以下「本設備」という。）を善良なる注意義務をもって自らの費用負担により、以下の業務を行うものとする。

ア 現地調査

イ 電力契約の申込

ウ 管理台帳データの作成及び更新

エ 本設備の施工・施工管理

オ 電力会社等への各種申込書等の作成及び申請

カ 既設防犯灯設備の撤去・リサイクル・廃棄処分

キ 防犯灯管理プレートの設置

ク 本設備の維持管理・保証（無償修繕等）

ケ リース期間中の維持管理

3 事業場所

佐久市内全域

4 契約者

佐久市

5 提案限度額

提案者は、以下に示す限度額の範囲内で業務内容を提案することとする。

佐久市防犯灯リース導入事業

174,240,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む10年間の総額。）

※上記限度額は、契約金額の上限を示すものであり、本市がこの金額での契約を約束するものではなく、交渉者が本市と協議の上決定するものである。

※本事業の契約金額は、リース開始月から毎月支払いとし、当該月分を翌月に支払うものとする。

6 募集に関する事項等

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「佐久市防犯灯リース導入事業審査委員会」（以下、審査委員会という。）の審査結果に基づき受託候補者を選定する。

(2) 事業のスケジュール（予定）

項目	日程
公告	令和4年4月28日（木）
質問の受付（電子メール）	令和4年4月28日（木）～5月10日（火）
質問の回答（ホームページ）	令和4年5月13日（金）
参加表明書及び資格確認書類提出受付	令和4年4月28日（木）～5月18日（水）
一次審査（書類審査）	令和4年5月19日（木） ※参加表明受付の際、参加者が3者以下だった場合は、二次審査の日に一次審査を併せて実施する。
一次審査（参加資格審査確認）結果通知・提案書提出要請通知	令和4年5月20日（金）
提案書の提出期限	令和4年5月25日（水）
二次審査（プレゼンテーション実施・優先交渉権者選定）	令和4年6月2日（木）
二次審査結果通知及び詳細協議・契約締結	令和4年6月上旬～中旬
現地調査・LED化工事等	令和4年6月中旬～令和4年12月下旬
本設備のリース、維持管理の開始	令和5年1月1日（日）～

※上記スケジュールは予定であり、変更となる場合もある。

7 事務局

本事業提案募集に係る事務局は、以下の通りとする。

- (1) 担当窓口 : 佐久市役所 総務部 総務課 総務係
- (2) 住所 : 〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地
- (3) 電話番号 : 0267-62-3002（直通）
- (4) FAX番号 : 0267-63-1680

- (5) メール : somu@city.saku.nagano.jp
(6) HP : <https://www.city.saku.nagano.jp/>

8 応募条件

(1) 応募者について

- ア 本事業を行う能力を有する単独企業、又はグループ（複数の企業の共同体）とする。
- イ 1者が複数の役割を兼ねることができる。
- ウ 応募者及び応募者（グループ）の構成員は、他の応募者（グループ）の構成員になることはできない。
- エ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者1社を選定することとし、その代表者が本市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負うものとする。
- オ 参加表明時は、代表者と構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- カ 応募者は、提案に必要な諸手続きを行う他、受託候補者となった場合は、契約に係る諸手続きを行うものとする。

(2) 応募者の資格

本実施要領の公告日から受託候補者決定日において、次の全ての要件を満たしている者であること。

- ア 参加表明書及び資格確認書類により本実施要領の内容を施工期間内に確実に履行できる者であること。
- イ 応募者（共同企業体の場合は代表者）が佐久市建設工事等入札参加資格者名簿、または、佐久市物品等入札（見積）参加登録業者名簿に登録があり、他の自治体において、防犯灯・道路照明灯等のLED照明リース事業（ESCO事業含む）で同様の実績が、参加表明書の提出日から過去5年間で累積2件以上あること。
ただし、名簿に登録のない者が参加する場合は、申請書類（9-（2）-エー（イ））を市総務課に提出し、審査委員会の審査の結果、市の名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合は、本事業に限り参加することができる。
- ウ 事業運営・維持管理を円滑に行うための迅速な対応ができると認められる者であること。
- エ 契約期間中において継続的に保証・維持管理・保守を行うことができると認められる者であること。
- オ 応募者のうち調査役割を担うものは、他の自治体において、防犯灯・道路照明灯等のLED照明リース事業（ESCO事業含む）で同様の実績が、参加表明書の提出日から過去5年間で累計2件以上あること。
- カ 応募者のうち施工役割を担うものは、電気工事業として、特定建設業の許可を受けており、地方公共団体等の公的機関において、防犯灯・道路照明灯等のLED照明リース事業（ESCO事業含む）で同様の実績が、参加表明書の提出日から過去5年間で累計2件以上あること。
- キ 器具メーカーは、下記を満足するものとする。
 - （ア）LED照明器具の製造・販売の実績が10年以上あること。
 - （イ）防犯灯LED化リース事業（ESCO事業含む）において、導入可能な生産供給能力を有し、類似事業の実績が、参加表明書の提出日から過去5年間で累積2件以上あること。
 - （ウ）LED照明器具は優良防犯機器認定制度（RBSS）の認定を受けた製品であること。

(3) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者及び応募者（グループ）の構成員になることはできない。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- イ 本実施要領の配布の日から提案書提出日までの期間に、本市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置及び見積り合わせへの参加排除の措置を受けている者。
- ウ 本実施要領の配布の日から提案書提出日まで期間に、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止の処分を受けているもの。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。
- オ 民事再生法(平成11年法律第255号)第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者。
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立てをしている者。
- キ 商法(明治32年法律第48号)の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ク 国税及び地方税を滞納している者。

(4) 応募に関する留意事項

ア 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、本市に提出した書類は返却しないものとする。

また、本市は、応募者に無断で本事業における審査等以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

イ 本市からの提供資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募者が本事業の提案参加又は提案書作成等で利用する以外の目的で利用してはならない。

また、目的範囲内であっても、本市の了解を得ることなく第三者にこれらを提供し利用させてはならない。

ウ 提出書類の変更・修正の禁止

提出した書類の変更、差し替え、再提出を禁止する。しかし後日、提出した書類に係る追加参考資料の提出を要請することがある。

エ 虚偽の記載の禁止

参加表明書及び提案書に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

オ 費用負担

本プロポーザルに係る一切の費用は、全て応募者の負担とする。

カ 特許権

提案内容に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の国内外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠・デザイン・設計・施工方法・維持管理方法等を利用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

キ 応募者の複数提案禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

ク 構成員の変更の禁止

応募者（グループ）の構成員の変更は認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議の上、本市が認めた場合はこの限りではない。

ケ 責任分担

提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。

ただし、天災や運営状況の大幅な変更など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議を行うものとする。

予想されるリスクと責任分担は、下表によることとし、事業者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うものとする。

なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

<分担表>

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
共通	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りがあるもの	○		
	提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動による場合	○	○	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○	
	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険		○	
	事業の中止・延期	本市の指示		○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期		○	○
		施設建設に必要な許可等の遅延によるもの		○	○
事業者の事業放棄、破綻によるもの				○	
	本市の事業放棄によるもの		○		
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期 (詳細は契約書による)	○	○	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ (設計費に対して影響のあるもののみを対象とする)	○	○	
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断によるもの		○	
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○		
工事前段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○	
	不可抗力	天災などによる設計変更、中止、延期 (詳細は契約書による)	○	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ(工事費、維持管理費に関し、 影響のあるもののみを対象とする)	○	○	
	用地の確保	資材置き場の確保		○	
	設計変更	本市の提示条件、指示不備によるもの		○	
		事業者の指示・判断によるもの			○
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延			○
	工事費増大	本市の指示、承諾による工事費の増大		○	
		事業者の指示、判断によるもの			○
性能	要求仕様不適合			○	
一般的改善	引き渡し前に工事目的物に関して生じた損害			○	
	引き渡し前に工事に起因し設備に生じた損害			○	

支払	金利	市中金利の変更		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、本市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立ち入り許可	必要な施設への立ち入り許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大		○
	設備の損傷	本市の故意・過失に起因する設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する設備の損傷		○
	施設損傷	事業者の故意・過失または設備に起因する施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	○	○
	瑕疵担保	設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災などの不可抗力による設備等の損傷 ただし、対応できない事象等が発生した場合は、本市と協議すること。	○	○
本設備の不良	本設備が所定の性能を達成しない場合		○	
光熱費単価	光熱費単価の変動	○		
性能	要求仕様不適合		○	
保障関連	性能	仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○

9 事業者選定の流れ

(1) 実施要領等

ア 実施要領等配布

実施要領及び様式集は、本市ホームページ上にて公開する。

イ 実施要領に関する質問受付及び回答

(ア) 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。質問1項につき質問書1枚使用する。

なお、受付は電子メールのみとし、電話・FAX・持参等は一切不可とする。電子メール送信の際は、件名「佐久市防犯灯リース導入事業 質問書（業者名）」と記載することとし、メール送信後は電話にてメール受信確認をすること。

(イ) 質問受付期間

令和4年4月28日（木）～5月10日（火）※午後5時15分必着

(ウ) 回答

質問の回答は、提出された質問を取りまとめて、令和4年5月20日（金）に本市のホームページ上で公表することとし、口頭等による個別対応は一切行わないものとする。

また、質問者名は公表しない。なお、この回答は本要領と同等の効力を持つものとする。

(2) 参加表明書及び資格確認書類提出（一次審査：参加資格審査）

ア 受付期間 令和4年4月28日（木）～5月18日（水） ※午後5時15分必着

イ 受付場所 佐久市役所 総務課 総務係

ウ 提出方法 持参又は郵便（配達確認ができるもので、提出期限までに必着）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、できる限り郵送で提出すること。

エ 参加表明時の提出書類

(ア) 佐久市建設工事等入札参加資格者名簿、または、佐久市物品等入札（見積）参加登録業者名簿に登録がある者の提出書類（次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックス（書類には直接付けないこと）を付け、A4縦長ファイルに綴じたものを1部提出すること。）

① 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

② グループ（共同企業体）構成表（様式第3号）

応募者の構成員すべて（交換工事及び維持管理を行う市内電気事業者を除く）を明らかにし、各々の役割分担（統括役割、調査役割、施工管理役割、その他の役割）を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた合意書、契約書又は覚書等を添付すること。

③ 企業状況表・事業実績一覧表（様式第4号-2、3）

様式第4号にはA4版の用紙を使用し、以下の項目を網羅したものを一部に綴じること。

a 類似事業の実績

※上記の内容を全て含んだ通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。

※「類似事業の実績」は、地方公共団体等の公的機関においての実績を記載すること。

b 企業状況確認票、応募者の資格制限の確認

(イ) 佐久市の名簿に登録されていない者の提出書類（次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックス（書類には直接付けないこと）を付け、A4縦長ファイルに綴じたものを1部提出すること。）

① 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

② グループ（共同企業体）構成表（様式第3号）

応募者の構成員すべて（交換工事及び維持管理を行う市内電気事業者を除く）を明らかにし、各々の役割分担（統括役割、調査役割、施工管理役割、その他の役割）を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた合意書、契約書又は覚書等を添付すること。

③ 企業概要等（様式第4号-1、2、3）

様式第4号にはA4版の用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴など、以下の項目を網羅したものを一部に綴じること。

a 所在地、代表者役職及び氏名、資本金、従業員数、設立年、事業内容、年間売上金額、類似事業の実績、その他

※上記の内容を全て含んだ通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。

※「類似事業の実績」は、地方公共団体等の公的機関においての実績を記載すること。

b 企業状況確認票、応募者の資格制限の確認

c 業種に関する許可、登録を証明する書類もしくは、受付日前3か月以内に発行された商業登記簿謄本の写し

d 印鑑証明書（所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたもの）

④ 財務諸表等

a 最新決算年度の確定申告分の法人税、損益計算書、減価償却明細表、財務諸表付属明細票、

貸借対照表、利益処分（損失処理）計算書などの財務諸表の写しを綴じたもの。損益計算書及び貸借対照表に関しては、企業単体の他、連結決算分。

b 有価証券報告書（報告を作成していない場合は、税務申告書）の写し

c 納税証明書の写し

- ・国税：消費税及び地方消費税
- ・佐久市税（市に納税義務がある場合のみ）

⑤ 特定建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」、またはこれに類する許可証明書を提出すること。（写しでも可）

⑥ 物品購入等入札（見積）参加願【追加申請様式】

⑦ 誓約書【追加申請様式】

⑧ 各種料金の納付状況報告書（市に納付義務がある場合のみ）【追加申請様式】

⑨ 委任状（支店、営業所等に代理委任する場合）【追加申請様式】

(3) 一次審査（参加資格審査確認）結果通知・提案書提出要請通知

一次審査（参加資格審査確認）の結果は、文書で本市から応募者又は代表者に通知する。なお、一次審査の結果、上位3者に対しては、提案書提出要請の通知をする。

(4) 提案書の提出

提案書提出要請を通知された応募者は、本実施要領が示す内容に従い提案書及び見積書を7部（正1部・副6部）作成し、書類符号を記した表紙とインデックス（書類には直接付けないこと）を付け、A4縦長ファイルに綴じたものと電子媒体（CD-R等）を提出すること。

なお、正本（1部）には、業務名「佐久市防犯灯リース導入事業 公募型プロポーザル方式企画提案書」及び事業者名を記載すること。

また、副本（6部）には、参加者の名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、これを消せない場合は、該当箇所に黒塗りする等して対応すること。

ア 受付期限 令和4年5月25日（水）午後5時15分まで

イ 受付場所 佐久市役所 総務課 総務係

ウ 提出方法 持参又は郵便（配達確認ができるもので、提出期限までに必着）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、できる限り郵送で提出すること。

エ 提案書作成方法

以下の項目ごとに提出様式集に定める提案様式により作成する。

- ① 提案書提出届（様式第5号）
- ② 佐久市防犯灯リース導入事業提案書【表紙】（様式第6号）
- ③ 現地調査提案書（様式第7号）
- ④ 使用機器提案書（様式第8号）
- ⑤ 工事・廃棄提案書（様式第9号）
- ⑥ 維持管理等提案書（様式第10号）
- ⑦ 管理台帳データに関する提案書（様式第11号）
- ⑧ 事業資金計画書（様式第12号）
- ⑨ 工事予算等経費計画書（様式第13号）
- ⑩ 見積書（任意様式）

佐久市防犯灯リース導入事業（消費税及び地方消費税を含む10年間の総額）における各費用の積算が確認できるもの

⑪ 施工業者同意書（任意様式）の写し

本市内の施工事業者（佐久市建設工事等入札参加資格者名簿）に工事の種類「電気」として登録があり、市内に本店を置く事業者から得た同事業参加への同意書を取得したうえで、写し及び同意事業者の一覧表を添付すること。

(5) プレゼンテーションの実施

前項にて提出された提案書と合わせてプレゼンテーションを実施し、審査を行うものとする。

ア 実施日時及び場所は、後日該当者に対し通知するものとする。

イ 実施にあたり、本市が用意する機材は、プロジェクター（EPSON EB-1771W）・スクリーン・ホワイトボードとし、その他必要な機材は、参加者において用意すること。

ウ 提案書の内容と著しく異なる内容は認めない。

エ 新型コロナウイルス感染症の状況により、映像メディアの提出やビデオ会議システムを使用したプレゼンテーション審査とする場合がある。その場合、参加表明締切後に別途説明を行う。

(6) 参加を辞退する場合

提案書提出要請の通知を受けた応募者が、その後の提案参加を辞退する場合は、令和4年5月25日（水）午後5時15分までに提案辞退届（様式第16号）1部を市総務課に持参又は、郵送（必着）で提出すること。

10 審査及び結果通知

(1) 一次審査（書類審査）

別紙「【別紙】評価基準書」に基づき、提出された書類（9-（2）-エ）に対し参加者名を伏せて書類審査を行い、上位3者を選定する。

ア 実施日 令和4年5月19日（木）

イ 結果通知日 令和4年5月20日（金）

ウ 通知方法等 全参加者へ審査結果を通知する他、一次審査合格者のみ提案書提出要請通知を送付する。

ただし、市が確認した参加者が3者以下だった場合は、二次審査の日に一次審査を実施することとし、参加者に通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 実施日 令和4年6月2日（木）

ただし、参加表明受付時点において市が確認した参加者が3者以下だった場合は、一次審査を二次審査の日に併せて実施することとする。

イ 実施場所等 詳細な時刻や実施場所については、一次審査結果通知または提案書提出要請通知と併せて連絡することとする。

ウ 実施時間 プレゼンテーションの内容は、1提案あたり40分（準備・撤収：5分、説明20分、質疑応答10分）程度とする。

エ 出席者 1者につき3名までとし、本業務の責任者となる者は必ず出席すること。

オ 選考方法

(ア) 実施順は、原則として提案書の受付順とする。

(イ) 審査委員が別紙「【別紙】評価基準書」に基づき、審査・採点する。

審査委員ごとに一次審査と二次審査の合計点数が最も高い者から順位を付けた後、当該順位で第1位を得た数が多い順に参加順位を付け、第1位の者を受託候補者とする。同順位がある場合は、同順位の者のうち参加者順位2位を最も多く付けた参加者を上位として扱う。さらに

同数の場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も多い参加者を上位として扱う。

(ウ) 参加者が1者となった場合でも評価を行う。

(エ) 「【別紙】評価基準書」における配点の合計値の6割(60点)を最低基準点とし、各審査委員の配点の合計の平均が最低基準点に満たない提案者は、候補者となりえない。

(3) 結果の公表

令和4年6月3日(金)(予定)までに二次審査へ参加した全ての参加者に審査結果通知を通知するとともに、後日佐久市ホームページで公表する。

(4) 留意事項

ア 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、場合によっては指名停止処置を行うことがある。

(ア) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

(イ) 虚偽の記載や不正が認められた場合。

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合、または、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

(エ) 審査の公平性に影響を与える事項があった場合。

(オ) 本実施要領に違反すると認められた場合。

(カ) プレゼンテーション当日、正当な理由なく指定した時刻に遅れた場合。

(キ) 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、または、事業の公正な進行を妨げた場合。

(ク) 市が提示した委託料の額(上限額)を超える見積書を提出した場合。

(ケ) 本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合。

イ 提出された企画提案にかかる書類の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。

なお、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者に帰すものとする。

ウ 必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがある。

エ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

オ 提出された参加表明及び企画提案にかかる書類は返却しない。なお、審査以外の目的で無断使用しない。

カ 本プロポーザルは、最適な事業者を選定するために行うものであり、契約後の業務において、必ずしも提案内容の履行を保証するものではない。

キ このプロポーザル手続きにおいて、本市が配付した書類や資料等を他の目的で使用しないこと。

1.1 契約の締結

(1) 契約内容の協議

受託候補者において提出された提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、実施する事務の詳細及び契約内容等の協議を行う。

また、受託候補者は、提案等の内容、提案見積価格の履行義務があるが、本市は提案等の内容を取捨選択できる。

なお、受託候補者との協議の結果、両者が合意に至らなかった場合又は失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合には、本市は次順位以下となった参加者と協議をする。

(2) 見積書の提出

受託候補者は、協議の結果に基づき、正式な見積書を提出するものとする。

(3) 契約の締結

契約内容の協議、正式な見積書の内容により本市と受託候補者が合意した場合は、受託候補者を相手として契約を締結する。

契約締結後において、受託候補者に本事業における失格事由等が認められる行為が判明した場合、本市は契約を解除できるものとする

(4) 変更契約

本事業に係る整備期間中の確認作業において判明した事由により、防犯灯の総数が増減した場合は、その判定後の数量の合計で契約するものとする。

1.2 事業実施に関する留意事項

(1) 誠実な業務執行

ア 事業者は、実施要領、配布資料及び契約に基づく諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。

イ 業務遂行にあたり、疑義が生じた場合には、本市との間で誠意をもって協議すること。

ウ 業務の遂行上知りえた内容は、他人に漏らさないこと。

(2) 事業契約期間中の事業者と本市との関わり

事業者は、事業者の責により事業を遂行する。市は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置

ア 事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合、市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合、市は、事業者との契約を解除することができるものとする。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、市は、事業者との契約を解除することができる。

ウ 上のア又はイにより契約を解除した場合には、事業者は、市に生じた損害を補償しなければならない。

エ 不可抗力その他事業者の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合には、市と、事業者は、事業継続の可否について協議する。

(4) 明示なき事項等

本要領に明示なき事項又は疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定すること。

第2章 特記仕様

1 防犯灯調査特記仕様

(1) 現地調査

- ア 本市が提供する防犯灯位置図及び防犯灯台帳を基に、既設防犯灯の設備を調査する。(灯具の種類、灯数、メーカー、ワット数など設備内容の調査)
- イ 既設鋼管ポール・木柱については、柱及び基礎を打診等による点検及び目視により損傷等の不具合の状況を確認し、倒壊等の危険がある柱については速やかに本市に報告すること。

2 防犯灯工事仕様

(1) 工事仕様

ア 注意事項

- (ア) 住民、通行人に危険を及ぼすことの無いように十分安全対策を講じること。
- (イ) 交換工事作業中の安全対策についても現場周辺の状況を鑑み、必要に応じ所轄警察署との協議を行うなど関係法令に基づき適正に実施すること。
- (ウ) 交換工事作業中の発生事故については、事業者の負担で対応するとともに速やかに書面にて市に報告すること。
- (エ) 作業のため住民の土地に立ち入る場合は、その状況により土地の所有者の了承を得て、紛争の起こらないように留意すること。
- (オ) 隣接地及び道路等に損傷を与えることのないように注意し、万一損傷した場合は、速やかに書面により市に報告するとともに、事業者の責任及び費用負担において、補修または復旧をすること。

イ 施工計画

- (ア) 調査結果に基づき、工事を行う。
- (イ) 工事計画書を作成し、本市に提出すること。
- (ウ) 工事については、佐久市建設工事入札参加資格者名簿に工事の種類「電気」として登録があり、市内に本店を置く事業者を可能な限り活用すること。
- (エ) 事業者は機器等の設置に関係する法令等を厳守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の適用及び運用は、受注者の責において行うこと。
- (オ) 交換工事実施前に、交換期間、交換予定灯数、施工業者等を記載した通知文を各区の区長宛に送付すること。また、交換工事完了後に、完了日、交換灯数、施工業者を記載した通知文を速やかに、区長宛に送付すること。
- (カ) 防犯灯については既設の照明灯具を撤去し、調達した機器等を設置すること。
ただし、専用ポールが老朽化している場合など、設置が困難な場合においては、本市と協議の上で対応することとする。
- (キ) 機器等の設置については、原則電柱等の保安責任分界点より灯具側で行う内線工事とする。
- (ク) 事業者は安全管理には十分に配慮すること。
- (ケ) 本事業で取り外した灯具は、適正に処分すること。
- (コ) 本事業の維持管理対象となる全ての灯具に、管理番号等を付した管理プレートを設置すること。
また、リース期間中に劣化等により番号が認識できなくなることはないよう、材質等に配慮すること。

(サ) 本設備導入施工期間（令和4年度中）に臼田地区において、本市の依頼に応じて10VA LED防犯灯を60基、専用ポール30基を上限に新規設置すること。

(シ) リース期間中、本市の依頼に応じて10VA LED防犯灯及び専用ポールを新規設置すること。

新規設置する箇所については都度協議とし、設置灯数については、毎年度100基程度、10年間で1,000基、専用ポールは100基を想定している。

新規設置する箇所が上記の数に満たない場合は、本市と協議の上で対応することとする。

(ス) 10VA LED防犯灯の新規設置・交換工事に伴う電力会社等への電力契約及び添架申請等手続きについては、全て代行し、申請すること。

(セ) 契約締結後、調査対象約5,300基の防犯灯に不点灯が生じた場合は、速やかに10VA LED防犯灯へ交換修繕を行うこと。

(ソ) 工事に係る瑕疵については、契約に基づき事業者の責任とする。

3 LED防犯灯仕様

(1) 適用範囲

本仕様書は、発注者が施行する防犯灯設置工事に使用する白色系LEDを光源とした器具に適用する。白色系LEDを光源とした器具とは、LED専用に設計された器具であり、従来の蛍光灯等の器具にランプ型LEDを取り付けたものは適用外とする。

なお、本書は10W以下のLED防犯灯に適用するものとする。

(2) 構造

LED防犯灯は、約15年（点灯時間6万時間相当）の耐用年数を有し屋外環境での使用に耐え得る構造とし、優良防犯機器認定制度（RBSS）認定品とすること。

また、器具メーカーは、LED防犯灯器具（防犯灯に限らず）の製造販売の実績が、国内において10年以上あること。

ア 器具本体は腐蝕に考慮した材質とする。

イ 器具取付部は腐蝕に考慮し、また振動にも考慮した材質とする。

ウ 透過性カバーは、アクリル樹脂と同等以上の耐候性をもつこと。

エ 器具には自動点滅器を内蔵すること。

オ 器具は、取付バンドを用いて電力柱又は鋼管ポールに取り付けができること。

カ 器具重量は、1kg未満とする。

キ 器具は、防塵防水性能IP44以上を満たしていること。

(3) 性能

LED防犯灯は、次の性能を有すること。

ア 入力電圧は、AC100V～200V±6%（50Hz／60Hz）とする。

イ 入力容量は、10VA未満とする。

ウ 周囲温度は、-20～35℃で使用可能とする。

エ LED光源寿命は、器具周囲温度25℃の条件で60,000時間以上とする。この場合、JIL5004により光束維持率80%を下回る点灯時間を寿命とする。

オ 光学性能は、(公社)日本防犯設備協会が定める「照明灯の照度基準(SES E1901-4)」におけるクラスB+の照度基準の設置間隔17m以上(ランクS)を確保すること。

(4) 試験成績書の提出

構造、性能については、別途試験成績書および仕様ができるものを提出し確認することとする。

(5) 表示

見やすい箇所に次の事項を表示すること。

- ア 品名及び品番
- イ 入力電圧及び電流
- ウ 消費電力
- エ 製造年月
- オ 製造社名及び電力会社申請入力容量

(6) 製品保証期間

照明器具：リース契約期間と同等とする。

4 管理プレートの設置及び仕様

(1) 本事業により新規設置（第2章特記仕様 2-（1）-イ-（サ）（シ））するLED防犯灯には、本市から提供する管理プレート（約200枚を予定）を設置すること。

(2) 本市から提供する管理プレートが不足した場合は、以下の仕様により管理プレートを作成し、設置すること。

- ア リース期間満了時まで文字の確認ができ、色落ち及び変色しないものであること。
- イ 管理標識はステンレス製プレート、シールは塩ビ出力、ラミネート加工とする。
- ウ 大きさは縦8～10 cm×横15～20 cmの範囲内とする。
- エ 記載する文字は、上段に「佐久市防犯灯」、下段に「管理番号」とする。
- オ 字体はMSゴシックを基本とし、ゴシック系の字体とする。
- カ 管理標識の色は、黄色を基調とした色とし、文字は黒色を基調とした色とする。
- キ 管理標識は文字が確認しやすく、LED防犯灯に近い位置に設置すること。
- ク 付与する管理番号については、本市と協議のうえ決定すること。

5 管理台帳データの作成及び更新

(1) 事業者はリース期間中、本市と事業者との情報共有及び安定した管理運営を図るため、本市が運用しているGISシステムへセットアップするためのデータを、連携可能な形式で作成し納入すること。

なお、データの内容については下記のとおりとするが、詳細については事業者と本市の協議の上決定する。

- ア 設置場所（電源引込柱番号・座標情報）
- イ 管理番号(管理プレート番号)
- ウ 設置箇所の区
- エ 設置方法(中部電力柱・NTT柱・専用ポール・木柱・その他)
- オ 灯具メーカー
- カ 作業履歴(新規設置・修繕・撤去・移設・施工年度・施工業者名・契約者名義・契約客番)
- キ 現況写真(近景・遠景・電柱標識)
- ク 現況に係る個別情報

(2) 本事業開始後に、本市から防犯灯の異動連絡（新規設置・修繕・撤去・移設）を受け付け、これに基づき台帳データを速やかに更新し報告すること。なお更新データは、事業期間中は毎年度1回本市に納入を行うものとする。

- (3) 前項により作成された最新の管理台帳データの報告及び納入は、電子媒体（CD-R 等）でも可とする。
- (4) 既設LED防犯灯及び新設LED防犯灯についても、データ更新の対象とする。

6 維持管理仕様

- (1) LED照明機器のリース契約期間中、機器が正常な状態で使用できるよう管理すること。
- (2) 事業者は、LED防犯灯を常に良好に保つため、障害発生時に緊急対応できるよう保守体制を確立すること。
- (3) 機器の不具合を発見、又は通報を受けたときは、原則として3営業日（土日祝日除く）以内に状況を確認し、市に報告すること。確認の結果、照明機器の交換や補修等の工事が必要になった場合は、速やかに実施すること。
- (4) 本設備の機器の不具合が、故意または過失による損害、暴動による損害、地震・噴火による被害など、不可抗力によるもの以外の場合は事業者の責任において補修を行うものとし、費用は賃貸借契約に含まれるものとする。詳細については、リース会社が加入している保険適用範囲に基づき、本市と協議のうえ対応する。
- (5) 防犯灯に関する本市が行った移動（移設・撤去）については、これに基づき管理台帳システムのデータ更新の対象とする。
- (6) 本設備以外の10VALED防犯灯及び、リース期間中に移管される10VALED防犯灯についても、リース期間満了まで「6 維持管理仕様（4）」と同様の対応をすること。
- (7) 移管灯具（以下記載の本市が移管を受ける年月から本リース事業終了までの期間において、保険等付保することで維持管理の対象とする。）
 - ア 令和6年12月：12基（長野県が施工し、令和6年中に本市へ帰属する予定）
 - イ 令和11年3月：5, 136基 ※全て10VALED防犯灯
- (8) LED防犯灯は、リース期間満了後、その所有権を本市に無償譲渡すること。ただし、リース期間満了後の譲渡を付した「譲渡条件付きリース」であるため、事業者には、各施設の設備に関して固定資産税の納付義務はないものとする。

7 誠実な業務遂行

事業者は、提案実施要領、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、事業提案をし誠実に業務を遂行すること。業務遂行に当り疑義が生じた場合には、本市と事業者との両方で誠意をもって協議することとする。

※参考

【本市管理防犯灯に係る財政支出額】

(令和3年度決算見込)

防犯灯工事費 11,000,000円